

○愛媛県告示第1257号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年2月国土交通省告示第255号）第1第4項の特定行政庁が指定する区域及び同項の特定行政庁が定める時間は、次のとおりとする。

令和2年11月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する区域

愛媛県の区域のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域（常備消防機関から消防ポンプ自動車（以下「消防ポンプ自動車」という。）が自走で到着することができない土地の区域を除く。）

2 定める時間（単位 分）

次の式により算定した時間。ただし、その時間に1未満の端数があるときはこれを1に切り上げるものとし、30を下回るときは30とする。

$$\frac{L}{S} \times 60$$

この式において、L及びSは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が同意する経路による常備消防機関から建築物の敷地までの距離（単位 キロメートル）

S 消防長等が同意する消防ポンプ自動車の移動速度（単位 キロメートル毎時）